

陳情第4号携帯電話等中継基地局（5G基地局及びそれ以外も含む基地局）設置に関する条例制定についての陳情について、政清会を代表いたしまして、反対の立場で討論いたします。

案文の陳情項目において、「環境因子に敏感な人々の保護」として、「6. 住宅地や子供の通う施設、公共施設、病院、福祉施設周辺に5G基地局及びそれ以外の携帯電話基地局を設置することを禁止すること。」とあります。

しかしながら、今や携帯電話は、仕事等のビジネスの場だけでなく、家族との連絡、道案内などの検索、ゲーム等の娯楽として、生活においてなくてはならないものであります。

多くの市民の利便性を排除してまで住宅地にまで基地局の設置を禁止することは、いささかバランスに欠けるものであると考えます。

確かに、基地局設置に対し、近隣住民への説明は必要であるとは思いますが、近年の自然災害の様子を鑑みますと、緊急時における連絡手段のため等において、公共施設や学校施設周辺等への基地局の禁止は厳しいものと考えます。

以上のことから、陳情第4号携帯電話等中継基地局（5G基地局及びそれ以外も含む基地局）設置に関する条例制定についての陳情について、反対いたします。